

東郷町介護保険福祉用具購入費・住宅改修費 受領委任払い対象事業者登録のご案内

1 申請書の提出条件

以下の条件を全て満たす事業者のみ申請書の提出をしていただけます。

- (1) 関係法令、通達及び要綱等を遵守する者
- (2) 申請しようとする日の属する月から遡り3年以内に償還払い又は受領委任払いによる支給申請が出され、町の訪問による事後確認により適正なサービスの提供を確認できた者
- (3) 代表者等が東郷町の介護保険被保険者であった場合、申請日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料を引き続き滞納していない者
- (4) 代表者等が東郷町暴力団排除条例(平成24年条例第27号)第2条第2号に規定する暴力団員ではない者

2 提出書類

受領委任払い対象事業者として登録していただくには、次の書類を提出していただく必要があります。

- (1) 介護保険受領委任事業者登録申請書
- (2) 東郷町介護保険福祉用具購入費受領委任払いについての誓約書
- (3) 東郷町介護保険住宅改修費受領委任払いについての誓約書

※福祉用具購入費と住宅改修費の両方を一緒に登録希望する場合、登録申請書は1枚で可。

3 事業者登録の有効期間

受領委任払い対象事業者の登録有効期間は、西暦表示したときに下2桁が3の倍数となる年の3月31日までです。(例:2021年3月31日、2024年3月31日、…)有効期間終了後も引き続き登録を希望する場合は、有効期間終了直前の2月頃に更新案内を送付しますので「2 提出書類」の該当書類を再度提出してください。

4 留意事項

- (1) 事業者登録は、事業所ごとに行っていただきます。
- (2) 登録申請書の記載内容に変更が生じた場合は、「介護保険受領委任事業者変更届出書」を提出してください。また、事業の廃止や登録を辞退する場合は、「介護保険受領委任事業者廃止・休止・再開・辞退届出書廃止届」を提出してください。
- (3) 事業所登録可否の決定には約1ヶ月かかります。また、事業所登録可否の決定後は、事業者宛に「介護保険受領委任事業者登録決定(却下)通知書」を送付します。
- (4) 受領委任払い対象事業者の情報(事業所、所在地、電話番号など)は、町のホームページ等で公開します。
- (5) 誓約書の事項等を遵守しない場合、登録を取り消す場合があります。

【お問合せ先】

〒470-0198 東郷町大字春木字羽根穴1番地
東郷町役場 高齢者支援課 介護保険係
☎0561-56-0735